

第6章 計画の推進のために

計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

「秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、住民を主体に据えて各種団体、区社会福祉協議会、区役所がそれぞれの役割を考え、協働して推進していきます。

(2) 計画の進行管理と評価

住民・各種団体・事業者・区社会福祉協議会・区役所からなる「秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を立ち上げ、計画に対するさまざまな活動の進捗状況を把握し、計画全体の進行管理や点検・評価・見直しを行っていきます。

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の設置

